平成２７年４月１７日

**近畿ブロック大会　補助金算出の基準**

１　大会役員、審判員、補助役員等の役務費については教育委員会の基準により

査定する。

交通費、昼食費、宿泊費等も同様とする。

２　平成２１年度の大会役員、審判員の延べ人数から、今年度の大会において

大幅な変更がある競技団体には個別にその必要性についてヒアリングを実

施する。

３　消耗品において１項目２０万円を超えるものは、原則２０万円の査定とす

　　る。ただし、特別な事情がある場合は個別に対応する。

４　競技会場借用経費については、基本申請された金額で査定する。

　　ただし、他の競技団体との公平性を保つために、実際の借用経費と照合し、示された基準により、新たに査定する。

５　大会看板を設置する場合は競輪のロゴマークを掲載すること。

　　都合により看板を設置しない競技団体には競輪ロゴマークを大会会場に

掲載すること。

別紙、支出科目の基準表参照